

事 務 連 絡
平成24年2月1日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

P I C / S の G M P ガイドラインを活用する際の考え方について

我が国の医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理においては、医薬品及び医薬部外品の製造等に係る適合性確認の基準及び医薬品及び医薬部外品の製造業者等に対する遵守事項について、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（平成16年厚生労働省令第179号。以下「GMP省令」という。）等により示しているところである。一方、近年の医薬品の品質確保に対する国際的な動向は著しく変化してきており、品質確保の手法として、外国での品質確保の実施方法を参考とし、業務に活用することが重要となる。さらに、GMP調査においても国際的な協力や情報交換等の必要性が高まっている状態であり、その業務の実施体制を一層充実することが求められている。

このような状況を踏まえ、GMP省令第3条の適用の範囲に規定される製造所及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第17条第1項及び第26条の3の規定に基づく「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準（治験薬GMP）について」（平成20年7月9日付け薬食発第0709'002号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「治験薬GMP通知」という。）が適用される製造所に対し、国際整合等の観点から、医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム（以下「P I C / S」という。）のGMPガイドラインを参考として活用する際の考え方を事務連絡としてとりまとめたので、下記事項に御留意のうえ、周知徹底方御配慮願いたい。

なお、本事務連絡の写しについては、別記の関係団体等あてに送付することを念のため申し添える。

記

P I C / S の G M P ガイドラインの活用に係る取扱いについては、以下のとおりとすること。



- (1) GMP省令は、薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第20条第1項及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第96条の規定に示すとおり、生薬を粉末にし、又は刻む工程のみを行う製造所や、医療用に供するガス類のうち厚生労働大臣が指定するものを製造する製造所には適用しないため、これらの製造所に対して、P I C / S のGMPガイドラインを活用する場合であっても、GMP省令を適用しない範囲に変更はないものであること。
- (2) 治験薬の品質確保については、従前の通り治験薬GMP通知を踏まえ、P I C / S のGMPガイドラインを活用するものであること。
- (3) 別紙に掲げるP I C / S のGMPガイドラインには外国における品質確保のための様々な具体的手法が示されているところであり、GMPを運用する上での参考となる品質確保の手法を示したものであること。実際の運用においては、製造業者等の自らの手法においてもP I C / S のGMPガイドラインの手法と同等以上の品質が確保される場合、P I C / S のGMPガイドラインの手法を活用することの是非については、製造業者等において主体的に判断して対応すべきものであること。
- (4) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び都道府県のGMP調査に係る業務等にあたっては、P I C / S のGMPガイドラインを品質確保のための参考となる手法とし、製造業者等の自らの製造管理及び品質管理の手法によってもP I C / S のGMPガイドライン等の手法と同等以上の品質が確保されているか、科学的な知見に基づき検討すべきものであること。その結果、製造業者等の自らの手法において、許容できない品質及び保健衛生に対するリスクがあると判断される場合にあっては、GMP省令を踏まえた上で必要に応じP I C / S のGMPガイドラインにある手法を活用するよう指導しても差し支えないこと。
- (5) P I C / S のGMPガイドラインのうち、別紙に記載のないパート II、アネックス4、アネックス5、アネックス16、アネックス18及びアネックス20については、その対象が薬事法（昭和35年法律第145号）に該当しないもの又は国内で別途通知され、その取扱いが定められているものであること。また、同様に記載のないP I C / S のGMPガイドラインに付随して発行されている「R e c o m m e n d a t i o n s」に係る各文書に関しては、別紙の各ガイドラインをさらに詳細に記載したものであることから、各ガイドラインを用いる場合には業務の参考とし活用する対象となるものであること。

別紙	(1) P I C / S GMPガイドライン	パート I
別紙	(2) P I C / S GMPガイドライン	アネックス1
別紙	(3) P I C / S GMPガイドライン	アネックス2
別紙	(4) P I C / S GMPガイドライン	アネックス3

別紙	(5)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 6
別紙	(6)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 7
別紙	(7)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 8
別紙	(8)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 9
別紙	(9)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 1 0
別紙	(10)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 1 1
別紙	(11)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 1 2
別紙	(12)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 1 3
別紙	(13)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 1 4
別紙	(14)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 1 5
別紙	(15)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 1 7
別紙	(16)	P I C / S	G M P ガイ ド ラ イ ン	ア ネ ッ ク ス 1 9

別記

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

日本製薬団体連合会

日本漢方生薬製剤協会

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

日本製薬工業協会

日本医薬品原薬工業会

日本 OTC 医薬品協会

社団法人東京医薬品工業協会

大阪医薬品協会

社団法人日本薬業貿易協会

米国研究製薬工業協会在日技術委員会

在日米国商工会議所製薬小委員会

欧州製薬団体連合会在日執行委員会